

○茂原市産業用地整備支援事業建設負担金交付要綱

令和 8 年 6 月 1 日 茂原市告示第114号

(趣旨)

第 1 条 市長は、本市の区域内への企業の新たな施設の立地及び市内企業の追加投資の促進を図るとともに、本市における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、本市経済を活性化するため、産業用地整備に要する経費のうち、インフラの整備に係る部分について、予算の範囲内において、建設負担金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第 3 条第 1 項の免許を受け、かつ、同法第 6 5 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務の停止を命ぜられていないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受け、かつ、同法第 2 8 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止を命ぜられていないこと。

(2) 関連企業等 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア 民間事業者の発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の株式を保有している場合

イ 民間事業者と連結決算を行っている場合

ウ 民間事業者に役員を派遣している等支配関係にあると認められる場合

エ 民間事業者と経営者が同一である場合

オ 民間事業者の親会社又は民間事業者の発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の株式を保有する個人が同一の場合

カ アからオまでに掲げる場合に類するものと認められる場合

(3) インフラ 別表第 1 に掲げる開発区域及びその周辺の道路、排水施設等をいう。

(4) 審査会 茂原市産業用地整備支援事業審査会設置要綱（令和 8 年茂原市告示第 66号）第 1 条の規定により設置する茂原市産業用地整備支援事業審査会をいう。

(5) 補助対象事業 千葉県立地企業補助金制度に基づき産業用地整備事業として決定される事業をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱による建設負担金の交付の対象となる開発事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 開発事業面積が5ヘクタール以上であること。
- (2) 開発に必要な許認可等を取得する見込みがあること。
- (3) 補助対象事業により整備される施設及びその立地を促進するために市長が特に認めた施設のみが立地するものであること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が第5条第1項の募集を行うときに定める要件を満たしていること。

(対象事業者)

第4条 この要綱による建設負担金の交付の対象となる民間事業者（以下「対象事業者」という。）は、前条の対象事業を行う者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 県税、市税、法人税、消費税及び地方消費税について、適正に申告し、及び納付していること。
- (2) 事業に必要な事項について届出し、又は許認可を受けていること。
- (3) 市長による調査等に積極的に協力すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が次条第1項の募集を行うときに定める要件を満たしていること。

2 前項各号に掲げる要件の審査及び確認については、審査会の資格要件に係る審査をもってこれに代えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（関連企業等を含む。）は、対象事業者に該当しないものとする。第6条第2項の規定による認定後に新たに次の各号のいずれかに該当した者（関連企業等を含む。）も同様とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(6) 公序良俗に反する等、市長が不適當と認める者

（対象事業の募集）

第5条 市長は、必要に応じて対象事業の募集を行うものとする。

2 市長は、前項の募集に対し、次条第1項に規定する認定申請があったときは、速やかに審査を実施する。

3 第1項の募集を行わない期間において、次条第1項に規定する認定申請をすることはできない。

4 本市の負担上限額については、対象事業募集の都度、設定する。

（開発事業計画の認定）

第6条 民間事業者は、市長からの募集に応じて、対象事業に係る開発事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、企画提案書兼茂原市産業用地整備支援事業計画認定申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる提出書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、事業計画の認定の可否を決定したときは、茂原市産業用地整備支援事業計画認定可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 前条第2項の規定により事業計画の認定を受けた対象事業者（以下「認定事業者」という。）が、同項の規定により認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）の変更又は取下げをしようとするときは、茂原市産業用地整備支援事業認定計画変更等申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が、各種許認可や工事を伴わない軽微な変更である場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該変更等に係る書類等を審査し、認定計画の変更等の可否を決定したときは、茂原市産業用地整備支援事業認定計画変更等可否決定通知書（別記第4号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(協定の締結)

第8条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項について市長と協議を行い、その内容について協定を締結するものとする。

- (1) 目的
- (2) 事業工程
- (3) 本市の負担上限額
- (4) 茂原市産業用地整備支援事業建設負担金交付要綱の遵守
- (5) 災害の防止、環境の保全等に関する事項
- (6) 誘致企業に関する事項
- (7) 産業用地の管理及び分譲に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 認定事業者は、前項に規定する協定を締結した後、同項第2号の事業工程に従い、速やかに開発工事に着工するものとする。

3 認定事業者が第11条の規定により認定を取り消された場合、第1項の協定は全て無効とする。

(認定事業者の報告等)

第9条 認定事業者は、認定計画が完了するまでの間、市長から対象事業に関する調査又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告の結果を受け、改善が必要であると認めるときは、必要に応じて審査会からの助言を受けた上で、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善を求めるものとする。

(認定計画の完了)

第10条 認定事業者は、認定計画に基づく全ての造成が完了したときは、茂原市産業用地整備支援事業造成完了報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、認定計画に基づく全ての分譲が完了したときは、茂原市産業用地整備支援事業分譲完了報告書（別記第5号の2様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前各項の規定による報告書が提出されたときは、審査会へ報告するものとする。

(認定計画の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の

規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第4条第3項各号の要件に該当することとなったとき。
- (4) 第9条第2項の規定による改善の求めに応じないとき。

2 市長は、前項の規定により第6条第2項の規定による認定を取り消したときは、認定事業者に対し、茂原市産業用地整備支援事業認定取消通知書（別記第6号様式）により、通知するものとする。

（建設負担金の額の確定）

第12条 認定事業者は、認定計画及び第8条第1項の規定による協定に基づきインフラを整備したときは、市への施設及び土地の帰属手続を速やかに実施するとともに、茂原市産業用地整備支援事業整備報告書兼支払申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設区分ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる書類
- (2) 施設区分ごとの整備位置図、平面図、求積図等
- (3) 工事現況写真
- (4) 完成写真
- (5) インフラ施設の帰属を証する書類の写し（登記事項証明書等）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類（発行日から3か月以内のものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、報告書に係る書類等の審査及び現地調査等を実施し、建設負担金の支払を決定したときは、建設負担金の額等を決定し、茂原市産業用地整備支援事業建設負担金支払決定通知書（別記第8号様式）により認定事業者へ通知するものとする。

3 前項に規定する建設負担金の額は、認定事業者がインフラ整備に要した費用について、市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額又は第8条第1項第3号で規定する負担上限額のいずれか低い額とする。

（建設負担金の支払）

第13条 認定事業者は、認定計画に基づくインフラ整備に係る建設負担金の請求をしよ

うとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく、認定事業者に対し、建設負担金を支払うものとする。

(建設負担金の支払の決定の取消し)

第14条 市長は、建設負担金の支払の決定を受けた者（以下「支払決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、建設負担金の支払の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により建設負担金の支払の決定又は支払を受けたとき。

(2) 対象事業に関する法令又はこの要綱に違反したとき。

(建設負担金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により建設負担金の支払の決定を取り消したときは、既に支払った建設負担金の一部又は全部について、当該支払決定者に対し、その返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定により建設負担金の返還の請求を受けた支払決定者は、当該建設負担金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1 （第 2 条第 3 号）

種別	内容
道路	次の 1 又は 2 のいずれか及び 3 に該当する道路 1 茂原市宅地開発指導要綱（令和 3 年茂原市告示第 164 号）第 10 条第 1 項の規定による茂原市宅地開発整備基準（令和 3 年茂原市告示第 166 号）により定められたもの 2 1 の規定にかかわらず、認定計画区域内外であっても、周辺道路の整備状況により、1 に準じる道路であると市長が認めるもの 3 整備すべき必要最小限の区間であるもの。ただし、対象事業を行うに際して、必要不可分な周辺道路改良事業と市長が認める場合は除く。
排水施設	次のいずれかに該当する雨水排水施設をいう。 1 茂原市宅地開発指導要綱第 13 条及び茂原市宅地開発整備基準「第 4 排水（要綱第 13 条）」により定められたもの 2 開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害を生じないように、開発区域内において一時雨水を貯留する調整池その他のこれに付随する雨水排水施設等、適当な施設を設け、茂原市に帰属させる場合はこれも対象とする。 3 1・2 以外の排水施設において、区域外に設置した施設が区域内に配置した施設と一体で分離が困難な施設は、区域内に設置した最も近い人孔等までを対象とする。 4 道路下に整備されるインフラ施設
公園・緑地等	茂原市宅地開発指導要綱第 11 条及び茂原市宅地開発整備基準により定められたもの
その他	上水道施設とその他の市長が認める施設

別表第 2（第 6 条第 1 項）

提出書類等	図書の内容等
事業者概要書	1 本社及び主要な事業所 2 業務内容 3 本業務を行う上での経営、財務、事業継続に関する課題等 4 応募理由
産業用地造成及び企業誘致実績報告書	産業用地整備及び企業誘致における実績（実施箇所、実施規模、分譲状況、事業の特徴等）について、過去 20 年間に実施した類似の事例
事業実施方針及び技術提案	1 事業の的確性（地権者との交渉状況、企業誘致の具体的な進め方、計画する誘致企業の業種） 2 事業の実現性（事業工程、土地利用計画等） 3 地域貢献（地域への貢献度） 4 地球環境、自然環境への配慮
事業収支計画書	事業の収入及び支出を明らかにした資金計画書
誓約書	別紙に掲げる全ての項目について、事実と相違ない旨の誓約
役員等名簿	非常勤を含む役員・監査役及び支配人並びに営業所の代表者を記載したもの
公図及び土地の登記事項証明書	関連する用地の公図及び登記事項証明書
案内図	茂原都市計画図（縮尺 2, 500 分の 1）を使用し、方位、道路、目標となる建物等を明示し、区域を朱書きしたもの
土地利用計画図	産業用地、道路、公園、排水施設等を明記した、縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの
開発区域外整備図	別表第 1 の道路、排水施設等の整備図で、縮尺 10, 000 分の 1 以上のもの
現況写真	敷地及びその周辺部の写真
許可書等	宅地建物取引業法の許可書の写し、又は建設業法の許可書の写し
県税、市税、法人税、消費税の納税証明書	発行日から 3 か月以内のもの
直近 3 期分の決算書類	直近 3 期分の決算書の写し
法人の登記事項証明書	履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
印鑑証明書	発行日から 3 か月以内のもの
その他市長が特に必要と認める書類	（例）開発区域の求積図等必要と認められるもの